

医療的ケア児等相談支援センターの開設について

医療的技術の進歩等を背景に増加傾向にある医療的ケア児者及び重症心身障害児者(以下、「医療的ケア児者等」という。)が抱える問題は多分野にわたっていることから、医療的ケア児等が心身の状況に応じた適切な支援を受けられるよう支援体制を整備することを目的として、医療的ケア児等相談支援センターを設置します。

医療的ケア児等の支援にあたり、ご活用をお願いします。

記

1 設置日

令和6年4月1日(月)

2 設置場所

浜松市福祉交流センター3階 TEL : 053-489-5226
(浜松市障がい者基幹相談支援センターの同室)

3 相談員

医師、相談支援専門員、看護師

4 業務内容

- (1) 相談業務
- (2) 地域の体制整備
- (3) その他業務

5 支援対象者

市内に住所を有する医療的ケア児等又はその家族及び医療的ケア児等の支援を実施する関係機関等